

議員提出第四十一号議案

「包括的経済連携に関する基本方針」に対する意見書

政府は十一月九日の閣議において、「包括的経済連携に関する基本方針」を決定した。この基本方針では、「世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める」と、貿易自由化に前向きに取り組む姿勢を表明するとともに、米国・豪州など九か国が交渉中の「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」について、「関係国との協議を開始する」と明記した。

さらに、十一月十四日菅総理は、横浜市で開催されたTPP協定交渉参加国首脳会合にオプザーバーとして出席し、経済連携を進める考えを表明した。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、仮に何も手を打たずにこの交渉に参加し、農林水産物の貿易が自由化されると、短期的には数兆円の国内農業生産額の減少、数百万人の失業、数十パーセントのカロリーの食料自給率の低下等、国内の食料生産に壊滅的な打撃を与え、中長期的には、わが国の食料の安定供給を決定的に損ねることが予想される。

本県においては、完全自由化に対応できるほど農業の構造改革は進んでおらず、また、水産業では、これまでも十分な保護策がとられなかったため、安価な輸入水産物の大量な流入により水産物価格は下落を続け、漁業経営は窮地に追い込まれてきた。

よって、国会及び政府におかれては、今後進められる国際交渉において、日本の第一次産業の持続的発展が可能となるよう次の事項について強く要望する。

一 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

二 E P A ・ F T A 等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、牛肉、乳製品等の重要品目並びに主要水産物については、慎重に対応するとともに、生産者が安心して経営できる国内対策を明らかにすること。

三 関税撤廃が原則であるTPPへの参加については、国民合意が得られるまで十分な時間をかけて慎重に検討すること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十四日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
外務大臣	前原誠司殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿
経済産業大臣	大島章宏殿
内閣官房長官	仙谷由人殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎殿